

# 豊後大野市分別収集計画

平成19年6月7日

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は現在埋立終了しているにもかかわらず、次の候補地の確保ができずに整備は遅れており、処理残渣等の処分は民間の最終処分場に委託している状況である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物の分別収集の促進及び異物除去の徹底等による分別精度の向上
- ・容器包装廃棄物の収集体制や処理施設の計画的な整備の促進
- ・容器包装廃棄物から再生された再生商品の利用の促進

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	2,549 t	2,521 t	2,496 t	2,468 t	2,443 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、市報やごみの分け方・出し方の印刷物を活用し市民、事業者のごみ処理に対する意識の改善を図る。

### ●環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、意識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### ●過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡易化を推進する。

### ●販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の小売包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行なう。

### ●リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、豊後大野市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの。	ペットボトル

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記。)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	94 t		93 t		92 t		91 t		90 t	
主としてアルミ製の容器	53 t		53 t		52 t		52 t		51 t	
無色のガラス製容器	(合計) 99 t		(合計) 97 t		(合計) 96 t		(合計) 95 t		(合計) 94 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 99 t	(引渡) 0 t	(独自) 97 t	(引渡) 0 t	(独自) 96 t	(引渡) 0 t	(独自) 95 t	(引渡) 0 t	(独自) 94 t
茶色のガラス製容器	(合計) 161 t		(合計) 159 t		(合計) 157 t		(合計) 156 t		(合計) 154 t	
	(引渡) 161 t	(独自) 0 t	(引渡) 159 t	(独自) 0 t	(引渡) 157 t	(独自) 0 t	(引渡) 156 t	(独自) 0 t	(引渡) 154 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 46 t		(合計) 46 t		(合計) 45 t		(合計) 45 t		(合計) 44 t	
	(引渡) 46 t	(独自) 0 t	(引渡) 46 t	(独自) 0 t	(引渡) 45 t	(独自) 0 t	(引渡) 45 t	(独自) 0 t	(引渡) 44 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	207 t		205 t		203 t		201 t		198 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 49 t		(合計) 49 t		(合計) 48 t		(合計) 48 t		(合計) 47 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 49 t	(引渡) 0 t	(独自) 49 t	(引渡) 0 t	(独自) 48 t	(引渡) 0 t	(独自) 48 t	(引渡) 0 t	(独自) 47 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 58 t		(合計) 57 t		(合計) 57 t		(合計) 56 t		(合計) 55 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 58 t	(引渡) 0 t	(独自) 57 t	(引渡) 0 t	(独自) 57 t	(引渡) 0 t	(独自) 56 t	(引渡) 0 t	(独自) 55 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 154 t		(合計) 152 t		(合計) 150 t		(合計) 149 t		(合計) 147 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 154 t	(引渡) 0 t	(独自) 152 t	(引渡) 0 t	(独自) 150 t	(引渡) 0 t	(独自) 149 t	(引渡) 0 t	(独自) 147 t
(うち白色トレイ)	(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 10 t	(引渡) 0 t	(独自) 10 t	(引渡) 0 t	(独自) 10 t	(引渡) 0 t	(独自) 10 t	(引渡) 0 t	(独自) 10 t

**9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

$$\left( \begin{array}{l} \text{特定分別基準適合物等の量} \\ \text{及び容器包装リサイクル法第} \\ \text{2条第6項に規定する主務省} \\ \text{令で定める物の量の見込み} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{過去5年間の} \\ \text{1人当りの} \\ \text{ごみ総} \\ \text{排出量の} \\ \text{平均} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{人口推計} \\ \text{見込み(前} \\ \text{年度} \times \text{平} \\ \text{均増減率)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{過去5年間の} \\ \text{容器包装廃棄} \\ \text{物の回収率の} \\ \text{平均値} \end{array} \right)$$

過去5年間の1人あたりのごみ総排出量の平均(275.43kg/人)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
266.58 kg/人	276.99 kg/人	279.02 kg/人	276.98 kg/人	277.56 kg/人

人口変動率は、過去5年間の人口変動率の平均値を算出(-1.07%)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
41,409 人	40,966 人	40,528 人	40,094 人	39,665 人

**10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶 類	委託業者による定期回収	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期回収	市
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プ ラ ス チ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	市
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	委託業者による定期回収	民間業者
	(白色発泡スチロール 製食品トレイ)	白色トレイ		

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、缶・ガラスびん・段ボール・紙製容器包装については、当市の粗大ごみ処理施設で選別、圧縮（缶のみ）・保管しているが、プラスチック製容器包装の分別収集したものは、民間業者に委託し選別・保管している。

### 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、型式、能力、数量等）
排 出	ステーション	専用集積場所 ステーション数799箇所 (但し、その他のプラスチック製容器包装 1,469箇所)
収集・運搬	収集車両	3tトラック-4台 専用収集車両 2t塵芥車 -2台 2tトラック-1台
選別・保管	粗大ごみ処理施設	破碎・選別・圧縮 (処理能力22t/日)
	ストックヤード	258m <sup>3</sup>
	民間業者ストックヤード	350m <sup>3</sup>
	その他選別施設	ペットボトル減容機 (処理能力100kg/h)

### 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	プラスチックコンテナ	3tトラック (平ボテ)	豊後大野市清掃センター粗大ごみ処理施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチックコンテナ		豊後大野市清掃センターストックヤード
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る		豊後大野市清掃センターストックヤード
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ	ペットボトル減容機	
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	指定袋	2t塵芥車 2tトラック	民間業者 ストックヤード
	プラスチック製容器包装	指定袋		

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

本分別収集計画の策定に関し、分別収集の主旨に基づき、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため周知広報活動に努めます。

学校及び自治会等の集団回収を推進するとともに、収集運搬コストの節減を図ります。

ペットボトルやその他のプラスチック製容器包装については、発生抑制とともに可能な限り再利用を図るものとして、環境への負荷、再資源化に必要な行政コストや再資源化技術の動向などを考慮しながら、分別収集の拡大や導入を図っていきます。

各自治会の環境衛生委員の活動が円滑に実施できるよう支援するとともに、地域における集団回収等の協力を求めます。